11. 不服申立て

(1) 不服申立て制度の利便性の向上等を目的として行政不服審査法が改正されたことに伴い，国民年金法における不服申立制度においても所要の見直しが実施された。（労災改正－❶参照）

(2) 共済組合等が行った障害基礎年金に係る障害の程度の審査に関して不服がある場合の審査請求先について，用語の整備が行われた。（法 101 条 6 項）

改正前	改正後
法第 101 条（不服申立て） ⑥　共済組合等が行った障害基礎年金に係る障害の程度の診査に関する処分に不服がある者は，当該共済組合等に係る被用者年金各法の定めるところにより，当該被用者年金各法に定める審査機関に審査請求をすることができる。	**法第 101 条（不服申立て）** ⑥　共済組合等が行った障害基礎年金に係る障害の程度の診査に関する処分に不服がある者は，当該共済組合等に係る共済各法（国家公務員共済組合法，地方公務員等共済組合法及び私立学校教職員共済法をいう。以下この項において同じ。）の定めるところにより，当該共済各法に定める審査機関に審査請求をすることができる。

12. 資料の提供等

下記の掲載条文のほか，法 108 条の 2 において「年金保険者たる共済組合等」とあるのが「実施機関たる共済組合等」に改められた。（法 108 条の 2，法 108 条の 2 の 2）

改正条項
法第 108 条の 2 の 2 実施機関たる共済組合等は，厚生労働大臣に対し，その被保険者が第 2 号被保険者でなくなったことに関して必要な情報の提供を行うものとする。

国年改正－❾　★★

その他

概要

1.　障害基礎年金の支給に係る初診日を証明する書類が添付できないときであっても，初診日を合理的に推定できる一定の書類により，本人が申し立てた日を初診日とすることとされた。厚生年金保険法における障害厚生年金についても同様の改正が実施された。（平成 27 年 10 月 1 日施行）

2.　悪質な保険料滞納者について，財務大臣への強制徴収委任制度の強化を図るため，滞納処分に係る権限委任の要件が緩和された。なお，健康保険法，厚生年金保険法においても，権限委任の要件が緩和されている。（平成 27 年 10 月 1 日施行）

3.　生計維持関係等の認定に係る事務について，一部改正が実施された。（平成 27 年 10 月 1 日施行）

4.　本人確認情報に関する事務は，地方公共団体情報システム機構が行うこととされたことに伴い，従来「本人確認情報」とされていたものが，「機構保存本人確認情報」に改められた。労災保険法，健康保険法，厚生年金保険法においても同様の改正が実施された。（平成 27 年 9 月 1 日施行）

5.　日本年金機構への厚生労働大臣の権限に係る事務の委任事項，日本年金機構への事務の委託事項の見直しが行われた。（平成 27 年 7 月 1 日及び平成 28 年 4 月 1 日施行）

6.　国民年金基金等における加入員等の個人情報の取扱いについて規定された。（平成 28 年 4 月 8 日施行）

7.　個人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴い，法 108 条（資料の提供等）の規定に「個人番号」が追加された。厚生年金保険法 100 条の 2（資料の提供等）において同じ。（平成 28 年 1 月 1 日施行）

解説

1. 障害給付の初診日の証明（国年法・厚年法共通）

初診日の要件をみる場合，初診日を明らかにすることができる書類（医療機関による診断書等）が必要とされていたが，この取扱いが見直され，当該書類が提出できなくても，20 歳前の傷病による障害基礎年金と同様に，当該初診日を証するのに参考となる書類（隣人，友人，民生委員などの第三者証明に，初診日について参考となる他の資料を添付したもの等）を提出することにより，初診日の確認を行うことができるものとされた。（則 31 条，厚生年金保険法施行規則 44 条ほか）

※：平成 27 年 10 月 1 日（施行日）前に，初診日不明として却下された案件についても，再申請された場合には，改正後の規定に基づき，審査が行われる。

2. 財務大臣への権限委任要件の緩和（国年法・厚年法・健保法）

(1) 国民年金法

権限委任に係る滞納月数の要件が，「24 月分以上」から「13 月分以上」に引き下げられた。（法 109 条の 5，令 11 条の 10，則 105 条）

(2) 厚生年金保険法

権限委任に係る滞納額の要件が，「1 億円以上」から「5,000 万円以上」に引き下げられた。なお，健康保険法においても，同様の改正が実施された。（厚生年金保険法 100 条の 5，令 4 条の 2 の 16，則 101 条，健康保険法 204 条の 2 第 1 項ほか）

＜財務大臣への権限委任に係る国民年金法と厚生年金保険法（健康保険法）の要件の比較＞

国民年金法	厚生年金保険法（健康保険法）
①納付義務者が 13 月分以上の保険料を滞納していること	①納付義務者が 24 月分以上の保険料を滞納していること
②納付義務者が滞納処分等の執行を免れる目的でその財産について隠ぺいしているおそれがあること	
③納付義務者の前年の所得が 1,000 万円以上であること	③納付義務者が滞納している保険料等の額が 5,000 万円以上であること
④納付義務者が保険料・徴収金の納付について誠実な意思を有すると認められないこと	

3.「生計維持関係等の認定基準及び認定の取扱いについて」の一部改正（国年法・厚年法共通）

生計維持の認定に係る収入に関する認定要件について，受給権者からの申出及び生計維持認定対象者の状況に応じ，一定の書類の提出又は提示を求め行うものとされていたが，改正により，収入に関する認定要件は，受給権者からの申出及び一定の書類（認定対象者に応じて健康保険被保険者証の写，年金手帳の写など）の提出を求め行うものとされた。なお，認定対象者が国民年金の第 3 号被保険者，公的年金の加給年金額対象者又は加算額対象者，国民年金保険料免除者，学生納付特例者又は若年者納付猶予者であるときにおいて，当該者であることが原簿記録等で確認できる場合は，書類の添付を省略することができるものとされた。（H. 27 年発 0930 第 11 号）

4. 機構保存本人確認情報（国年法・厚年法・健保法共通）

本人確認情報に関する事務は，地方公共団体情報システム機構が行うこととされたことに伴い，国民年金法施行規則において，従来「本人確認情報」と規定されていたものが，「機構保存本人確認情報」に改められた。なお，健康保険法施行規則，厚生年金保険法施行規則においても同様の改正が実施された。条文の掲載は，省略する。（則 16 条，厚生年金保険法施行規則 30 条，健康保険法施行規則 114 条ほか）

5. 機構への厚生労働大臣の権限に係る事務の委任，機構への事務の委託

(1)　「指定全額免除申請事務取扱者の指定に係る申請の受理」及び「特定事由に係る申出等の受理及びその承認等」に係る厚生労働大臣の権限に係る事務が，日本年金機構に委任された。（法 109 条の 4 第 1 項）

(2)　「指定全額免除申請事務取扱者の指定に係る事務」が，日本年金機構に委託された。（法 109 条の 10 第 1 項）

6. 国民年金基金等における加入員等の個人情報の取扱い（国年法・確定給付法）

国民年金基金は，その業務に関し，加入員等の氏名，性別，生年月日，住所その他の加入員等の個人に関する情報を収集し，保管し，又は使用するに当たっては，その業務の遂行に必要な範囲内で当該個人に関する情報を収集し，保管し，及び使用するものとされた。ただし，本人の同意がある場合その他正当な事由がある場合は，この限りでないとされている。

なお，国民年金基金は，加入員等の個人に関する情報を適正に管理するために必要な措置を講ずるものとされた。（基金則 51 条の 3）

※：確定給付企業年金法においても，同様の規定が設けられた。（確定給付法則 85 条の 2）